コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

日本コンセプト株式会社

平成 28 年３月 30 日施行

平成 30 年６月 12 日改訂

第Ⅰ章 総則

（目 的）

第１条　本ガイドラインは、日本コンセプト株式会社（以下「当社」という。）が、下記の経営理念のもと、社会に適合したコーポレート・ガバナンスを実現することにより、企業としての社会的責任を果たし、長期安定的かつ持続性を持って企業価値を向上させることを目的とする。〔2-1、3-1ⅰ〕

・私たちは、効率的な国際物流システムを構築・運営することにより、世界中のお客様に貢献します。
・私たちは、きめ細かい高品質なサービスをお客様に提供します。
・私たちは、働く厳しさと喜びを共有し、国際物流のプロフェショナル集団となることを目指します。
・私たちは、公共性・信頼性・国際性を備え、社会に誇り得る会社となることを目指します。

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

第２条　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、意思決定の透明性を確保し、これを前提とした迅速・果断な意思決定を行う仕組みを適切に構築することが、コーポレート・ガバナンスの要諦と認識し、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。〔1、2、3、4、5〕

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行い、少数株主に配慮するなど、株主の実質的な平等性を確保する。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、株主以外のステークホルダー（顧客・取引先、従業員、債権者、地域社会等）との協働に努めるとともに、取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮する。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報や非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報についても、利用者にとって正確でわかりやすく、有用性の高い情報提供に努める。

(4)取締役会等の責務

当社の取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るために、以下の事項をはじめとする役割や責務を適切に果たす。

①企業戦略等の大きな方向性を示すこと。
②経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと。
③独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うこと。

(5)株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主と建設的な対話を行い、自らの経営方針を株主にわかりやすくかつ明確に説明し、その理解を得るよう努める。

第２章 株主の権利・平等性の確保

（株主の権利及び平等性の確保の方法）

第３条　当社は、いずれの株主も株式の持分に応じて平等に扱い、株主の権利が実質的に確保されるよう随時適切な対応を行う。〔1-1〕

２　当社は、株主名簿の閲覧請求や、株主総会における株主提案、株主代表訴訟の提起など、会社法で認められている株主の権利行使について、株式取扱規程に基づき適切に対応する。〔1-1③〕

（株主総会）

第４条　株主総会における株主の議決権行使は、株主としての最も基本的な権利であり、当社は、すべての株主が議決権を適切に行使できるよう、情報の正確性を担保した株主総会招集通知を早期に発送するとともに、ウェブサイトによる開示をあわせて行い、その他必要な環境の整備をする。〔1-2、1-2①②〕

２　当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話をすべき最も重要な場であることを認識し、株主の権利を確保すべく、開催日時及び場所の設定を適切に行い、株主からの質問に対しては理解を得るべく説明責任を尽くす。〔1-2③〕

３　当社は、株主総会の議案において相当数の反対票が投じられた会社提案議案については、取締役会において反対の理由や反対票が多くなった原因を分析し、対応の要否について検討する。〔1-1①〕

４　当社は、株主構成において、海外投資家の保有比率が今後相当数となった場合には、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を検討する。〔1-2④〕

（総会決議事項の取締役会への委任）

第５条　当社は、取締役会においてコーポレート・ガバナンスに関する役割・責務を十分に果たしうる体制を整備しており、経営判断の機動性・専門性を確保する観点から合理的な範囲で総会決議事項の取締役会への委任を行う。〔1-1②〕

（実質株主への対応方針）

第６条　当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、信託銀行等に代わって自ら株主総会の議決権を行使することをあらかじめ希望した場合には、当該機関投資家等が実質株主であることの確認等や、信託銀行等との議決権の重複行使の回避のため、信託銀行等と必要な協議を行い、対応につき適切に検討する。〔1-2⑤〕

（資本政策の基本的な方針）

第７条　当社は、人的・物的資源と資金・資本を中期的な計画に基づいて活用することにより、企業価値の継続的な向上を実現し、計画を達成するとともに、経営環境の変化に適切に対応するため、最適な資本政策を実施する。

また当社は、収益性の指標として、売上総利益率、売上高営業利益率等を、安全性の指標として自己資本比率等を重要な経営指標として、継続的な収益力の向上と安定した経営の実現を目指す。〔1-3〕

２　当社は、相手方との関係・提携強化を図る目的で、政策保有株式を保有する場合には、取締役会において毎期その保有の合理性を検証するとともに、その議決権行使に関しては当社の長期安定的な企業価値向上の観点から判断を行う。〔1-4〕

（買収防衛策）
第８条　当社は、業績向上を通じてグループ企業価値の一層の向上を図ることが最優先課題であると考えており、いわゆる「買収防衛策」をあらかじめ定めることはしない。〔1-5〕
２　当社は、当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を速やかに株主に開示するとともに、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを不当に妨げる行為は厳に慎む。〔1-5①〕

（株主の利益に影響を及ぼす可能性のある資本政策）
第９条　当社は、第三者割当増資や自己株式の取得等、株主の利益に影響を及ぼしうる資本政策の実施をするに当たっては、株主に対する受託者責任を全うし、株主の権利を保護すべく、必要性及び合理性を検証した上で適切に情報を開示する。〔1-6〕

（関連当事者間の取引）
第 10 条 当社が当社の取締役や主要株主等と取引を行う場合、または当社の取締役が競業取引を行う場合には、当社は、当該取引が当社及び株主の利益を害することがないよう、取締役会規程に基づき、あらかじめ取締役会に付議し、その承認を得る。〔1-7、4-3〕
２　前項の競業取引または会社と取引を行った取締役は、取締役会規程に基づき、その取引につき重要な事実を取締役会に報告する。

第３章　株主以外のステークホルダーとの適切な協働

（会社の行動準則の策定・実践）
第 11 条 当社は、誠実で公正な事業活動を行うため、取締役会の決議に基づき、経営理念、行動規範等を定める。〔2-2〕
２　当社は、経営理念・行動規範を社員に周知徹底するとともに、その前提となる法令やコンプライアンス等の遵守状況については、各部門長が点検管理を行い、必要に応じてその結果をコンプライアンス委員会事務局に報告する。なお、重要な問題事項が報告された場合には、コンプライアンス委員会が有効な改善策を講じる。〔2-2①〕

（社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題）
第 12 条 当社は、持続可能な社会の創造に事業を通じて寄与することが当社グループの社会的責任であると認識し、事業活動のあらゆる分野において、地球環境の保全活動に貢献する。〔2-3、2-3①〕

（女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保）
第 13 条 当社は、会社の活力や事業の発展を支え、総合力を高めるために、従業員一人ひとりの多様な能力・個性・価値観を尊重し、女性の活躍促進を含む多様性を確保して、そのもてる力を結集できる組織の実現に努める。〔2-4〕

（内部通報）
第 14 条 当社は、従業員等が不利益を被ることなく、組織的または個人的な法令違反行為等

を通報し、また通報情報が客観的に検証され、適切に活用されるよう、内部通報制度を整備、運用する。〔2-5〕

2　通報窓口は、社内窓口のほか、経営陣から独立した外部窓口を選任する。〔2-5①〕

第４章　適切な情報開示と透明性の確保

（適切な情報開示と透明性の確保の方法）

第 15 条 当社は、株主との長期的な信頼関係を構築し、その権利が実質的に確保されるように、法定の開示情報の他に株主にとって有用な、財務及び業務に関する情報について、積極的に適時適切に開示する。〔3-1①〕

2　当社は、海外投資家等への情報提供方法として、英語版のホームページを開設し、当該英語版ホームページにて財務・業績推移、配当推移等の情報を開示・提供する。〔3-1②〕

（外部会計監査人）

第 16 条 当社は、会計監査人が開示情報の信頼性確保を任務としており、コーポレート・ガバナンスの実現のため重要な役割を担っていることを認識し、監査等委員会と連携し、適正な監査を行うことができる体制を確保する。〔3-2〕

2　監査等委員会は、外部会計監査人を選定・評価するための基準を策定し、監査活動の相当性、専門性、独立性、品質管理体制、監査の有効性及び効率性等の観点から外部会計監査人の適否を審議し、外部会計監査人の選解任等に関する株主総会議案の内容を決定する。〔3-2①〕

3　取締役会及び監査等委員会は、外部会計監査人の監査の実効性を高めるために、以下の対応を確実に行う。〔3-2②〕

(1) 十分な監査時間の確保
(2) 外部会計監査人と経営陣幹部との面談機会の確保
(3) 外部会計監査人と監査等委員会及び内部監査部門との連携の確保
(4) 不正の発見、不備・問題点の指摘などの場合の会社側の対応体制の確立

第５章 取締役会等の責務

（当社の機関設計）

第 17 条 当社は、業務執行に対する取締役会の監督機能強化、及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上を図るため、機関設計として監査等委員会設置会社を選択する。〔4-10〕

（取締役会の役割・責務）

第 18 条 取締役会は、監査等委員会設置会社制度の枠組みを活用し、株主総会の決議承認に基づく会社の基本的な重要事項、法令又は定款の定めによる決議承認すべき事項、経営理念・方針、戦略的な方向付け、及び経営業務執行上の重要事項等を協議決定するとともに、業務執行の監督を行う。〔4-1〕

2　前項の役割・責務を果たすため、取締役会は、各取締役による建設的な議論や適切なリスクテイクを支える環境整備を行うとともに、取締役会で承認した事項が実行される際には、業務執行担当者の迅速・果断な意思決定を支援する。〔4-2〕

3　取締役会は、取締役会規程に定める以下の付議事項を除き、可能な限り業務執行担当者に委任することとし、適時適切な業務執行を実現するよう努める。〔4-1①、4-6〕
(1) 株主総会に関する事項
(2) 取締役に関する事項
(3) 決算に関する事項
(4) 株式に関する事項
(5) 組織及び人事に関する事項
(6) 重要な業務執行に関する事項
(7) 内部統制システムの整備に関する事項
(8) その他法令または定款に定められた事項

4　取締役会は、将来の経営者となり得る経営幹部及びその候補者に対して、中長期的な視点に基づき、広範囲の業務経験を積ませるなど、経営トップに求められる広い視野の醸成と知識・能力の強化に努めるよう監督する。〔4-1③〕

5　取締役会は、経営陣の報酬が、その役割と責務に相応しい水準となり、また企業業績と企業価値の持続的な向上に対するインセンティブの一つとなるように配慮して決定し、中長期的な業績と連動する報酬の割合やストックオプションに係る報酬の実施等を適宜検討する。〔3-1ⅲ、4-2①〕

6　取締役会は、業務執行役員の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行する。〔4-3、4-3①〕

7　取締役会は、会社法に基づき内部統制システム構築の基本方針を定め、これに基づき以下の状況の報告を求め、監督する。〔4-3、4-3②〕
(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(7) 監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

（取締役会）

第 19 条　取締役会は、その職務と責任を全うするのに十分な知識及び経験、並びに高い見識を有すると認められる取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員により、多様性と適正規模を両立する形で構成する。〔3-1ⅳ、4-11、4-11①〕

2　取締役会は、代表取締役が、当社業務や国際物流に関する十分な経験・知識、会計、税務、法務等に関する専門的知識と経験、高い経営判断能力や業務遂行力、また、人格、見識など、総合的な観点に基づいて作成した取締役（監査等委員であるものを除く）候補の人事案をもとに、取締役（監査等委員であるものを除く）の選任議案を決議する。〔3-1ⅳ〕

3　取締役会は、代表取締役が、金融、財務・会計、企業経営等に関する経験・知識、また、人格、見識など、総合的な観点に基づいて作成し、監査等委員会の同

意を得た監査等委員候補の人事案をもとに、監査等委員の選任議案を決議する。〔3-1ⅳ〕

4　取締役会は、定例取締役会及び臨時取締役会からなり、定例取締役会は株主総会終結直後及び原則として毎月１回、臨時取締役会は随時必要があるときに開催する。

5　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長としてこれを運営する。

6　取締役会は、社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を行う場として機能するよう審議を活性化する。〔4-12〕

7　取締役会は、取締役会の議案および報告事項について、意義のある意見、指摘および質問が行われるよう、取締役会出席者が事前準備に要する期間に配慮して、資料の送付または説明を行うように努める。〔4-12①ⅰ〕

8　取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員に対して十分な情報が提供されるように努める。〔4-12①ⅱ〕

9　取締役会の年間スケジュールや予想される議案及び報告事項については、可能な範囲で予め決定する。〔4-12①ⅲ〕

10　取締役会の議題、審議時間および開催頻度は、重要な業務執行の決定および職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定する。〔4-12①ⅳ・ⅴ〕

（取締役会の実効性評価）

第 20 条　各取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員は、取締役会が全体として有効に機能していることを確認するため、毎年、取締役会の実効性評価に必要な情報を関係部門より収集した上で自己評価を行い、取締役会はこれらの評価意見を参考にして最終評価を行う。〔4-11③〕

2　当社は、取締役会の実効性評価にとどまらず、コーポレート・ガバナンス体制全般について本ガイドラインに準拠して運用されているかを毎年評価し、コーポレート・ガバナンス全体の実効性を継続的に高めていく。〔4-11③〕

（取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員の受託者責任）

第 21 条　取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員は、受託者責任を踏まえ、持続的な企業価値向上の実現のため当社役員規程に則ってその職務を執行する。〔4-5〕

2　取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員は、自らに期待された役割を十分理解した上で職務の執行にあたり、必要となる時間を十分に確保する。〔4-11②〕

（社外取締役）

第 22 条　社外取締役は、その独立性を担保するため、会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を充足する者とする。〔4-9〕

2　社外取締役は、取締役会の判断および行動の公正性をより高め、最良のコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点からの助言を行う。〔4-7〕

3　社外取締役は、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点からの助言を行う。〔4-7ⅰ〕

4　社外取締役は、経営陣幹部の選解任及び指名、報酬等の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営を監督する。〔4-7ⅱ、4-10①〕

5　社外取締役は、独立した立場で、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督する。〔4-7ⅲ〕
6　社外取締役は、業務執行役員および支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。〔4-7ⅳ〕

（監査等委員・監査等委員会の役割・責務）
第 23 条 監査等委員会は、監査等委員が行う次の事項を含む、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議する。
(1) 取締役の業務執行の監査、並びに取締役及び使用人の業務執行が法令または定款等に違反しないための法令等遵守体制
(2) 会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制
(3) 財務情報その他企業情報を適切かつ適時に開示するための体制
(4) 会計監査人の資格および独立性
2　監査等委員は、期待される重要な役割・責務や監査等委員会にのみ付与された権限を十分認識し、独立した客観的な立場で企業価値の向上に資するよう、取締役会において、あるいは取締役に対して適切に意見を述べる。〔4-4〕
3　監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当責任者と緊密に連携し、監査方針及び監査計画に基づく実効性のある監査ができる体制を確保する。〔4-13③〕

（監査等委員会）
第 24 条 監査等委員会の過半数は、企業活動その他豊富な専門的知識を有する独立社外取締役とし、その他常勤の監査等委員を１名以上置くことにより、独立性と情報収集力を高め、実効性を確保する。〔4-4①、4-8〕
2　監査等委員には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を１名以上選任する。〔4-11〕
3　監査等委員会は、原則毎月１回とし、必要あるときは随時開催する。
4　監査等委員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、その決議によって定められる議長が招集し、運営する。

（取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員の支援体制及びトレーニング方針）
第 25 条 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員がその役割や責務を実効的に果たすために必要十分な社内体制を整備する。〔4-13〕
2　当社は、社外取締役と社内の情報を十分に共有する体制を構築する。〔4-13①〕
3　当社は、取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員がその役割や責務を実効的に果たすために必要な費用を負担する。〔4-13②〕
4　当社は、社外取締役が、業務執行役員や他の非業務執行役員との間で定期的に会合を開くなど、役員相互での情報共有、意見交換を充実させるための環境を整備する。〔4-13③〕
5　新任者をはじめとする取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員は、期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるとともに、異業種交流など人的ネットワークの構築も自ら進んで行う。〔4-14〕
6　当社は、取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員に対し、就任時および就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な情報や知識習得の機会を提供し、その費用を負担する。〔4-14①②〕
7　当社は、社外取締役に対し、当社の経営理念、企業文化への理解を促すととも

に、経営環境等について継続的に情報提供を行う。〔4-14①②〕

第６章　株主との対話

（株主との対話促進のための体制整備・取組みに関する方針）

第 26 条 当社は、株主との建設的な対話に関する方針を以下のとおり定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主・投資家（以下「株主等」という。）との建設的な対話を行い、自らの経営方針を株主等にわかりやすく明確に説明し、その理解を得るよう努める。〔5-1、5-1①②〕

(1)当社は、担当取締役など経営陣幹部の下、総務・IR・財務経理等の担当部門が連携して、株主等との対話を充実させるための体制を構築する。

(2)株主等からの面談の申し込みに対しては、株主等の希望のほか、面談の目的及び主な関心事項等も踏まえ、適切な対応方法を検討する。

(3)個別面談のほか、経営戦略や事業内容に対する理解を得るため、機関投資家説明会や個人投資家説明会、スモールミーティング等、適切な IR 活動に取り組むよう努めるほか、ホームページやその他の開示資料等による情報発信の強化に努める。

(4)株主等の意見・要望等のうち、重要な事項については、適宜取締役会へフィードバックし、経営課題を共有するとともに、経営の改善に役立てる。

(5)インサイダー情報（未公表の重要事実）の取扱いには特に留意し、株主間で情報格差が生じないよう万全を期すこととし、決算（四半期決算含む）期日の翌日から決算発表日までは「沈黙期間」として、面談や電話交信をはじめとする対話の申し込みを制限する。

２　当社は、年２回更新される株主名簿を確認すること等により、株主構造の把握に努める。

（経営戦略や経営計画の策定・公表）

第 27 条 当社は、中期経営計画を策定し、経営ビジョン・方針、事業重点施策、売上高・営業利益等の業績目標、資本効率・株主還元等について当社ホームページ等で開示する。また中期経営計画は、業績の推移や経済情勢を踏まえ、毎年見直しを行い、変更の必要が生じた際は同様の方法で開示する。〔5-2〕

２　取締役会は、中期経営計画の初年度が目標未達に終わった場合には、その原因（内外環境要因、事業構造要因等）や自社が行った対応の内容を十分に分析し、より本質的な原因を特定するよう努め、その結果を、次年度を初年度とする新たな中期経営計画に反映させる。〔4-1②〕

第７章　その他

（改廃）

第 28 条 本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。

付　則

１.本ガイドラインは、平成 28 年３月 30 日より施行する。
２.本ガイドラインは、平成 30 年３月 28 日より改訂する。
３.本ガイドラインは、平成 30 年６月 12 日より改訂する。